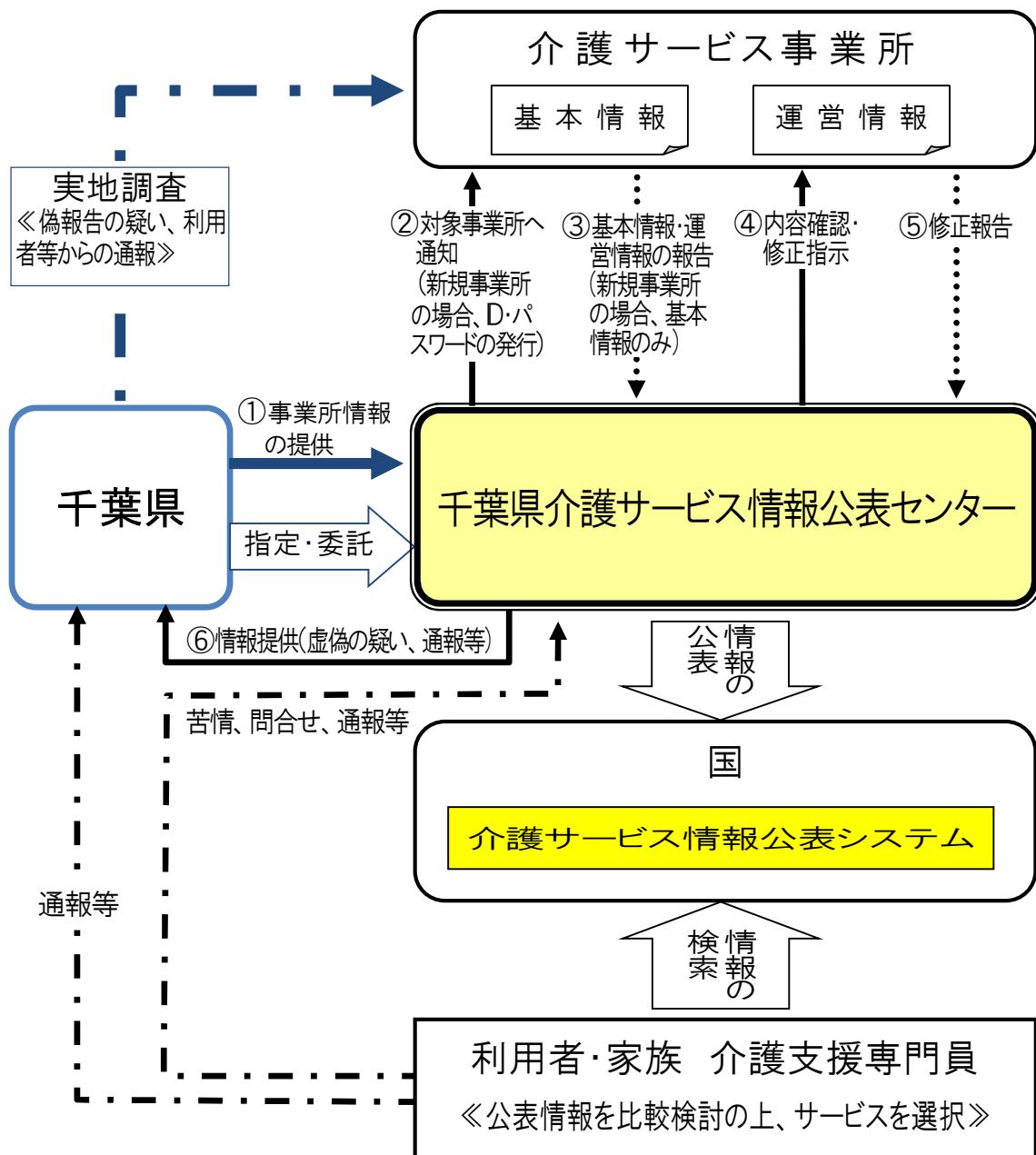


別添2

介護サービス情報公表の流れ



「①事業所情報の提供」： 事業所の新規指定、休廃止、介護報酬額等の情報を提供する。

「②対象事業者へ通知」：前年度の介護報酬が 100 万円を超す事業所及び新規事業所に情報公表についての通知を行う。新規事業者へは ID・パスワードを発行する。

「③基本情報・運営情報の報告」：事業者は、情報公表システムにより報告する。

「④内容確認・修正指示」：事業者から報告があった場合、内容確認を行い、必要に応じ事業者に照会の上、修正を指示する。

「⑤修正報告」：上記の修正指示に基づくものの他、事業者から自主的に修正報告があった場合、内容確認を行い、受理する。

「⑥情報提供」：利用者等から通報が寄せられた場合又は事業者等に報告内容の疑義照会した結果虚偽報告の疑いがある場合は、千葉県に情報提供を行う。